平成２４年（フ）第９３８号
堺市堺区緑ヶ丘北町３丁３番27号
債務者　西　真理子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤誠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２７４号
堺市北区新金岡町４丁５番２―606号、前住所兵庫県朝来市桑市21番地２　ハイツウノ３号
債務者　田辺由美子（旧姓野﨑・内田）
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤誠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４３７号
茨城県桜川市西小塙1755番地
債務者　谷川　光夫
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂手木克好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４３９号
茨城県桜川市西小塙1755番地
債務者　谷川　裕樹
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂手木克好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４３３号
埼玉県大里郡寄居町大字用土5411番地45
債務者　髙宮　秀樹
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十川剛俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月26日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１７８９号
名古屋市中村区太閤３丁目７番21号　名古屋フラット１号棟1110号
債務者　北橋　茂子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　知雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月26日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３６６号
名古屋市中川区東起町２丁目13番地　ジェミニｉ10号
債務者　塩野　弘幸
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　仁之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４１号
長野市若穂綿内3109番地
債務者　駒村　幸三
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４６７号
岐阜市鏡島1978番地３
債務者　服部　千章
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本和佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２８７号
神奈川県横須賀市港が丘１丁目15番15号
債務者　平林　和宏
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　高王
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２６４９号
横浜市南区三春台149番地
債務者　上田　高広
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　寛康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月25日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０２９号
名古屋市南区立脇町５丁目22番地の３
債務者　渡邊　　学
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　芳朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１２６号
鹿児島県出水市西出水町1227番地、前住所鹿児島県出水市西出水町731番地６
債務者　猪原亜由美（旧姓光永）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
北海道小樽市新光３丁目13番335号
債務者　野村　和未
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１７６号
北海道小樽市長橋２丁目20番11号、前住所北海道小樽市幸４丁目３番11号
債務者　竹元　正人
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１７７号
北海道小樽市長橋２丁目20番11号、前住所北海道小樽市幸４丁目３番11号
債務者　山崎　アイ
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第３９６号
山梨県甲府市国母４丁目２番14号
債務者　上田　正光
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係